



鳥取県公報

平成15年7月18日(金)

号外第109号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(72)	
	(水産課).....	2
	鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館管理規則(73)(＃).....	2
	看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(74)(医務薬事課).....	3

—— 公布された規則のあらまし ——

鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館管理規則

1 目的(第1条関係)

この規則は、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館(以下「かにかっこ館」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 開館時間(第2条関係)

(1) かにかっこ館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

(2) 知事は、(1)により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨をかにかっこ館の施設内に掲示する等して周知しなければならないこととした。

3 休館日(第3条関係)

(1) かにかっこ館の休館日は、次のとおりとすることとした。

ア 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その直後の休日でない日)

イ 1月1日及び同月2日

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

(3) 2(2)は、(2)により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合についても同様とすることとした。

4 施設設備の損傷等の届出(第4条関係)

かにかっこ館の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

5 権限の委任(第5条関係)

2(1)、2(2)(3(3))において同様とする場合を含む。)及び3(2)の知事の権限は、かにかっこ館の館長に委任することとした。

6 雑則(第6条関係)

この規則に定めるもののほか、かにかっこ館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

7 施行期日

この規則は、平成15年8月10日から施行することとした。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 国又は地方公共団体が設置する看護職員養成施設である大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）に在学する者に対して貸し付けることができる看護職員修学資金の額を48,000円（現行 32,000円）とすることとした。（第4条関係）
- 2 1以外の看護職員養成施設である大学に在学する者に対して貸し付けることができる看護職員修学資金の額を61,000円（現行 36,000円）とすることとした。（第4条関係）
- 3 施行期日等
 - （1）この規則は、公布の日から施行することとした。
 - （2）所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第72号

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第41号）の施行期日は、平成15年8月10日とする。

鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則をここに公布する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第73号

鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則

（目的）

第1条 この規則は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第41号）の規定に基づき、鳥取県立とっとり賀露かっこ館（以下「かっこ館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 かっこ館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨をかっこ館の施設内に掲示する等して周知しなければならない。

（休館日）

第3条 かっこ館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日)

(2) 1月1日及び同月2日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(施設設備の損傷等の届出)

第4条 かっこ館の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(権限の委任)

第5条 第2条第1項ただし書、同条第2項(第3条第3項において準用する場合を含む。)及び第3条第2項に規定する知事の権限は、かっこ館の館長に委任する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、かっこ館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年8月10日から施行する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第74号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(修学資金の額等)			(修学資金の額等)		
第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		
	区 分	月 額		区 分	月 額
1 第2条 第2号ア からウま でに掲げ る看護職 員養成施 設に在学 する者	ア 国又は地方 公共団体が設 置する看護職 員養成施設 (学校教育法 第1条に規定 する大学(短 期大学を除く。	32,000円	1 第2条 第2号ア からウま でに掲げ る看護職 員養成施 設に在学 する者	ア 国又は地方 公共団体が設 置する看護職 員養成施設に 在学する者	32,000円

	以下「大学」という。)を除く。イにおいて同じ。)に在学する者				
	イ その他の看護職員養成施設に在学する者	36,000円		イ その他の看護職員養成施設に在学する者	36,000円
	ウ 国又は地方公共団体が設置する大学(看護職員養成施設であるものに限る。エにおいて同じ。)	48,000円			
	エ その他の大学に在学する者	61,000円			
略			略		
2～4 略			2～4 略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の看護職員修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成15年4月1日から適用する。

3 この規則の施行の日から30日以内に改正後の規則第6条の規定に基づき貸付けの申請を行う者に係る改正後の規則第4条第2項の規定の適用については、同項中「貸付けを受けることとなる日の属する月」とあるのは「貸付けを受けることとなる日の属する年度の4月」とする。